

高等専門学校機関別認証評価委員会（第5回）議事録（案）

- 1 日 時 平成17年1月31日(月) 10:30~14:00
- 2 場 所 学術総合センター11階 1113・1114会議室
- 3 出席者  
(委員) 青木, 東, 神野, 佐藤, 椿原, 徳田, 中島, 松為, 室津, 柳, 四ツ柳, 米山, 渡辺の各委員  
(事務局) 長谷川理事, 野澤特任教授, 馬場評価事業部長, 下大田評価第2課長

4 議 事  
( :委員, :事務局)

委員長 本日の議事は、(1)評価報告書(案)への意見の申立て及び評価報告書について、(2)評価報告書集について、(3)高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について、(4)高等専門学校機関別認証評価に係る実施体制について、以上4つの議題としております。

まず初めに、評価報告書(案)への意見の申立て及び評価報告書についてご審議いただきたいと思えます。資料1のとおり、4校から7件の申立てがありました。該当部会の部会長、副部会長に対応案をお考えいただいたものを、各校の評価報告書中の「意見の申立て及びその対応」の項に記載しております。また、字句の訂正などにつきましては、連絡事項として提出されていますので、この対応も含めて、評価報告書として決定したいと思います。それでは、事務局から説明してください。

それでは、資料1をご覧ください。意見の申立ての状況について、各学校ごとにまとめたものです。A高専からは、基準11の「特に優れた点」についての意見がありました。B高専については、基準4及び基準5の根拠・理由についての意見がありました。また、B高専からは、評価報告書についての連絡事項として、掲載内容が「自己点検・評価委員会」となっておりまして、正しくは「自己評価委員会」という指摘がありましたので、こちらについては指摘のとおり修正をしております。D高専からは、基準4及び基準7の根拠・理由と改善を要する点についての意見がありました。E高専からは、選択的評価事項の根拠・理由についての意見がありました。他の4校からは、意見の申立てはありませんでした。

最初に、評価報告書の構成について説明させていただきます。この評価報告書(案)については、本委員会での評価報告書としての決定の後、各対象校に送付することになります。それでは、A高専の評価報告書(案)について説明させていただきます。1ページには高専の機関別認証評価(試行的評価)についての目的、プロセス等について記載しております。2ページには認証評価結果、3ページには各対象校の「現況及び特徴」を転載しております。5ページには基準ごとの評価結果として、基準1から順番に、「評価結果」、「根拠・理由」、「特に優れた点」、「改善を要する点」について記載しております。18ページには「意見の申立て及びその対応」を記載しておりますが、表にしては、左側の枠が申立ての内容で、その右側は対応案になっております。それでは、意見の申立ての対応でございますが、まず、基準11「管理運営」について、「特に優れた点」としては「特になし」とのことでしたが、対象校からは、今年度から学校の目的を達成するために外部有識者で構成される運営諮問会議を設置し、その意見をも踏まえ本校の中期計画・年度計画を策定していることから、「特に優れた点」に記載願いたいとの意見の申立て

がありました。その理由としては、資料のとおりであります。それでは、この対応案について、担当する部会長・副部会長からお願いします。

対象校が指摘する委員会は、平成16年度に新しく設置され、6月に第1回の委員会を開催しております。しかしながら、平成12年度ごろから各高専においても外部評価が実施されており、平成16年度に初めて1回目が開催されたということは、必ずしも優れた点ではないという部会での判断であります。努力は認められますが、「特に優れた点」としてまで指摘することは難しいのではないかと考えております。

多くの高専でも平成10年頃から、そういう諮問会議、またはそれに類する委員会が設置されてきておりますから、平成16年度に設置されたというのは少し遅過ぎると思います。

委員長 それでは、この意見の申立てへの対応については、原案どおりということでは、次をお願いします。

それでは、資料2-4をご覧ください。B高専からは2件の意見の申立てがありました。

まず1件目は、基準4「学生の受入」について、「根拠・理由」の評価案に対して、対象校から、本校の専攻科課程の実入学者数が入学定員を大幅に超えている状況について、専攻科課程の実入学者数は、入学定員を大幅に超えているが、修了要件を厳しく設定し、修了時に必要なレベルを確保している。専攻科生の教育研究を指導できる教員の確保にも努力されるなど、教育研究活動を行う上で特段の支障は生じていないという修文の意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

次に2件目は、基準5「教育内容及び方法」について、「根拠・理由」の評価案に対して、対象校から、成績評価基準は策定され、シラバス、学生便覧ならびに専攻科履修要覧に記載されており、修了要件は学生便覧ならびに専攻科履修要覧に記載されているという修文の意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

まず1件目について、対応として「専攻科課程の実入学者数は、入学定員を超えているものの、教員組織、教育方法、施設・設備が配慮されており、教育の効果が上がっている」としております。これは基本的な観点か、あくまでも数の適正化とか数が超えているか、となっているためです。

専攻科の定員というのは準学士課程の定員の1割ですので、1学科あたりで考えれば4名ということで、非常に少数です。B高専には他の高専よりも多くの教員があり、授業の工夫もいろいろとしています。したがって、教育についての成果といったことについては十分に配慮した上で、実入学者数が入学定員を超えているということですので、B高専は「大幅」という表現を求めています。それは「超えているものの」という形にしたいと思っております。

それから2件目についてですが、専攻科履修要覧を学生便覧と同じように書き加えてほしいということで、事実でありますので修文させていただきたいと思っております。

委員長 それでは、この2件の申立てについてはいかがでしょうか。

実入学者数が入学定員の何倍を超えていたら「大幅に超えている」とするかについては、ここで合意を得ておいたほうが良いと思います。また、専攻科の実入学者数が入学定員を2倍超えているということについては、むしろ、その学生がうまく教育されているかどうか、そして、準学士課程の教育に影響、支障を来していないかどうかを見ることによって、判断したらいいのではないのでしょうか。

大幅に超えているか、または大幅に欠けているかという観点について、ここで統一の見解を持ったほうが良いと思います。

副委員長 B高専については、まず第一に、教員数が他の高専と比較して多いというこ

と自体をあまり強調し過ぎないほうがいいと思います。非常に少ない入学定員の場合には、入学者の人数が少し増えると、倍率が大きく変わってしまいますから、そういうことを考慮した適正規模を判断するべきだと思います。

第二に、きちんとした教育ができていくかということです。卒業・修了時に力量のある学生を育てることができたか判断できれば、教育機関としては無理なく学生を教育したといえると思います。

第三に、専攻科の場合、多くの高専はJ A B E Eなど外部の評価機関の評価を受けておりますので、修了時の水準等についてかなり厳しくチェックを受けております。ですから、教員対学生の比率、もしくは修了時の学生の能力等を審査して、実入学者数が過大かどうかを判断したほうがいいと思います。

委員長 「大幅に超える状況となっていない」という表現では、高専の実態を十分に知らない第三者が見た時に、ネガティブに受け取るのではないかと思います。そのことから、この対応案ではその点を避けるという配慮があったと推察します。しかし、実入学者数の入学定員に対する超過率でいうと2倍を超え、実入学者数の絶対数でいうと4名であるということが「大幅に超えている」といえるかどうか、その点については非常に意見が分かれるところだと思います。もしくは、B高専の場合には状況が非常に整っているので特例として全く問題ではないとするのかどうかいかがでしょうか。

これまで開催された運営小委員会等での議論においても、やはりこの点が話題になりました。その時も、今、出たご意見のように、教育上支障がある場合、もしくは支障が生じていることが確認できた場合は、大幅に超える状況と認めるが、教育上の支障は認められないということであれば、大幅に超えている状況とは認めないという趣旨で、全体の意見が統一されていたと思います。しかし、「実入学者数が入学定員の何倍までなら大幅に超えているとは見なされない」といった、数字がひとり歩きをする可能性がありますので、実入学者数が入学定員を超えている場合には、教育上支障があるかどうかで判断するという認識がよいのではないかと思います。

観点から判断しますと、やはり「大幅に超えている」のではないかと思います。この委員会の認識としては「大幅に超えている」であるが、B高専についてはそのことについて対応ができていくということでもいいと思います。

委員長 「大幅に超えている」かどうかを、教員、組織、その他の状況と照らして判断するということは、第三者から見たら非常に奇異に映るのではないのでしょうか。ですから、今、おっしゃったように、「大幅に超えている」という事実は認めなくてははいけない。しかし、教育上全く支障がないということを書き込むことが、第三者に対しては適切ではないかと思いますがいかがでしょうか。

今後のために、実入学者数が入学定員の2倍を超えている場合のレスポンスを統一したほうがいいと思います。

申立てへの対応で「教育の効果が上がっている」となっていると、悪いという印象を必ずしも受けないので、この部分は元のままの「支障は生じていない」としておけば、入学定員を超えていることはよいことではないと読めます。

委員長 定員を超えているかどうかに関しては、やはり実入学者数が入学定員の2倍を超えているということについてはもう少し表現を工夫して指摘すべきだということが一つ、この観点では教育研究上支障を来していないかどうかということを見るべきだということがもう一つです。それらに対しては、まずストレートに答えるべきではないでしょうか。

「入学定員を超えているものの」というのは極めて妥当な回答であると思っています。超えていることは、やはり指摘しなければいけない。しかし、先程委員長が言われたよう

に、教育研究は支障なく行われていて、さらにいろいろな意味で配慮されているかどうかというところを検証すれば、それによろしいのではないかと思います。

年度によって、また専攻によって入学者数は違いますので、「何倍である」という数字を書き込むことはできないと思いますが、超えているという事実は認めております。しかしながら、観点では改善するための取組が行われているかということが問われていますので、それについては、教育の効果が上がっているということで対応できるのではないかと考えております。

委員長 では、この「入学定員を超えているものの」という表現はそのまま生かして、「教育研究上支障はない」という表現を追加するということによろしいでしょうか。

C高専の評価報告書(案)にも同じような表現があります。「根拠・理由」欄に「入学定員を大幅に超える状況となっていないとともに、施設・設備の面や教育・研究指導に支障は生じていない」とありまして、やはり評価委員の方々が何らかの定員超過をしているという認識は持たれていますので、整合性を図る必要があるのではと思います。

C高専の専攻科の定員超過については、学科によって違います。1つの学科は2倍を超えていましたが、全体では2倍を割っています。また、C高専の学生のクオリティーその他を非常に細かく検証し、教育効果が非常によく上がっているということを考慮して、このような文章にしました。

委員長 このように、「大幅に超えてはいない」という表現が、申立てが来ていない高専の評価報告書中にある場合、表現の修正はそこまで及ぶかどうか、機構としてはどのように判断しましたか。

まず大幅に超える、または下回る状況になっているかを観点としてチェックし、その結果、どの高専でも大幅に超える状況ではないということをも「根拠・理由」欄に統一した表現で記述したところです。

今回のB高専につきましては、対象校から入学定員を超えているという表現を出してほしいということですので、ここではB高専の主張する「入学定員を超えているものの」という表現に修正してはどうかということです。他の高専までも表現を全部そろえる必要があるかということですが、「根拠・理由」欄は観点に沿った表現となっておりますので、現状のままでよろしいかと思います。

委員長 今の提案のとおり修正はB高専のみとし、「入学定員を超えているものの」という表現はそのまま、「教育研究上支障がない」という表現を追加するということによろしいでしょうか。

原案の際には同じ表現であった2校のうち、1校からは申立てがあり、その学校についてはより適切な表現になるということで修正するが、もう1校はそのままですので、社会から疑義が出ないような理由づけがされているかどうかを吟味して、その上で委員長がまとめていただいた方向で整理していきたいと思います。

委員長 理由づけのところが適切に表現することが重要ですので、その方向でまとめたいと思います。では、次をお願いします。

それでは、資料2-6をご覧ください。D高専からは2件の意見の申立てがありました。

まず1件目は、基準4「学生の受入」について、「根拠・理由」の評価案に対して、対象校から、過去の併願校調査の結果により辞退者数に見通しをつけた上で合格者数を決定するなどの取組により、実入学者数は、過去5年間において入学定員を若干超える程度の範囲となっているという修文の意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

次に2件目は、基準7「学生支援等」について、「改善を要する点」の評価案に対して、

対象校から、図書館の開館時間が、学生のニーズに十分対応されていないとの評価をいただいたところであるが、年間の開館日数及び開館時間の延長など、学生の学習・教育・進路等に対して積極的な支援を行っていますという意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

まず、基準4に関する申立てですが、併願校調査は、入学試験実施時に可否に関係ないという前提のもとに行われており、直接その年の可否の判定には反映されておりません。合格者数の決定は過去の実績を踏まえて行っていることから、受験者に誤解を与えないような表現のほうが望ましいということで、申立てどおりの修正をさせていただきたいと考えております。

それから、基準7に関する申立てですが、図書館の開館時間は試験時には1時間延長しており、実際の図書館の利用状況は十分に利用の成果が上がっているということですが、訪問調査時の学生面談で、学生から開館時間の延長に対する要望が多くありましたので、原文のままとしたいと考えております。

委員長 2件とも、今の説明のとおり対応するというところでよろしいでしょうか。では、次をお願いします。

それでは、資料2 - 8をご覧ください。E高専から選択的評価事項について2件の意見の申立てがありました。

まず1件目は、選択的評価事項「研究目的の達成状況」について、「目的の達成状況を示す記述」の評価案に対して、対象校から、研究開発に関する組織、共同研究・委託研究のコーディネート、成果の開示・公表等について既にその機能を十分に果たしているとともに、地元に着目した研究で地域貢献に努め、研究が教育活動にも生かされており、研究目的を達成するための体制は十分に機能しているものとする。また、博士の学位取得者や企業経験者の増員により、研究能力の向上が図られたことは評価されるべきではないかという意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

次に2件目は、選択的評価事項「正規課程以外の教育サービスの達成状況」について、「目的の達成状況を示す記述」の評価案に対して、対象校から、改善の取組は、地域的な利便性の制約の中で十分に行っているという意見がありました。その理由としては、資料のとおりであります。

まず、選択的評価事項「研究目的の達成状況」に関する申立てですが、訪問調査時の質問事項に、地元産業の活性化の状況についての説明を求めたところ、訪問調査当日に説明がなく、資料の提示もありませんでしたので、学問研究の実用化及び地元産業の活性化への寄与という目的に対しては、達成があまりされていないのではないかという意見が部会内でありました。その状況の中で、研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているかという点で検討したところ、特に地元産業の活性化への寄与という目的を達成するためにどのように改善を図っていったのかについては、判断できませんでした。また、学校全体としての研究を推進する力量をアップさせるという点で、博士の学位取得者数や企業経験者を増やすことなど、研究能力の向上を図るということについては非常によく理解できますが、研究の目的の達成状況と、それについての問題点に対する改善を図っていくための体制の整備等については十分ではないという判断でした。よって、対応としては原文のまま、理由としては、研究開発部、リエゾンセンター等の組織を中心とした研究支援体制が整備されていることについては、原案のとおりである。しかしながら、学問研究の実用化および地元産業の活性化への寄与、得られた研究成果を学問的・理論的基礎とした教育活動への活用といった目的を踏まえて検討したところ、必ずしも十分な成果に至っているとはいえず、ならびに訪問調査の施設観察や面談の結果、施設面も含めた研究環境の改善が必ずしも十分であるとは確認できず、

上記の研究支援体制のより一層の活用が今後の課題として残っているものと判断したということです。

次に、選択的評価事項「正規課程以外の教育サービスの達成状況」について、対応としては原文のままとするということで、その理由としては、この基準で問うているのは、正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育サービス、それがどういう状況にあるかということと、その目的に対しての達成状況はどうかということです。ですから、申立ての理由にある在学生の受講者数について云々という点は、この選択的評価事項の中で問われている正規の課程に在籍する学生以外の者に対するサービスの状況には該当しません。地域的な利便性を考慮した上でも、このような正規課程の学生に対する効果は、当該事項の評価対象ではない。地域的な利便性を考慮したうえでもなお、一般からの受講者が極端に少ない講座については、整理もしくは一般市民からのニーズに応じた内容への変更など、より一層の工夫が求められていることについては、原文のとおりであると判断したということです。

委員長 この2つの申立てへの対応は、自己評価書などの記述に照らすと原文のままとせざるを得ないと思いますがいかがでしょうか。

ここで問うているのは達成の状況であり、体制の整備についてはいろいろと進んでいることは、訪問調査時に確認しております。研究面でも、地元産業の活性化への寄与ということで実際に関わっている先生もおられることも事実です。ただし、学校全体の達成状況という意味で見ると、体制の整備は進んでいるが、達成状況はいま一つであるという印象を受けました。したがって、非常に一生懸命努力されているということはよく分かりますが、研究目的の達成状況ということになりますと、原文のままという形にならざるを得ないと思います。

研究の達成状況として、地元産業との連携を図るという目的であれば、十分達成されているが、当該高専の研究の目的として地元産業の活性化ということが記載されており、それについては達成できていないのではないかと、また、研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され機能しているかについては、体制については整備されているが、施設面も含めた研究環境の改善という点で見ると、必ずしも十分に機能しているとはいえないのではないかと部会の判断でした。

委員長 しかし、「目的の達成状況を示す記述」では、「体制は整備されている」の後に「十分に機能しているとはいえない」と続いているので、この「十分に」が否定のところにかかるように読めてしまいます。

成果が上がっており、整備もされている、と「目的の達成状況を示す記述」の前半は肯定的に書かれているのに、最後に「十分に機能しているとはいえない」という表現が出てくると、突然という感じがします。

「十分とはいえない」という表現が「不十分である」という意味にとられてしまうので、そこは表現を変えたほうがいいと思います。

委員長 今の件については、委員長、副委員長、それから事務局とで検討して修正いたします。その次のもう1つの申立てに関しても、目的の達成状況を示す記述の最後の1行でどんでん返しという印象を与えかねない表現に思えますがいかがでしょうか。

私も、この「整理」という表現では言い過ぎではないかと思えます。

委員長 この件も委員長、副委員長、それから事務局とで検討して修正いたします。では、次をお願いします。

それでは資料3をご覧ください。この「評価報告書集」という冊子体で、関係する機関等に対して配付いたしたいと考えております。

今回特に見ていただきたいのは、3ページの「評価結果」の「1 全体を通じての概要」

であります。これについては、委員の先生方に既にメールにて意見の照会をさせていただきまして、そのいただいた意見を反映させておりますが、本委員会においてご審議いただきたいと考えております。

副委員長 各基準の末尾の「特に優れた点」と「改善を要する点」を総論として書くと、高専全体のことととられかねないので、書き方の整理をした方がいいかと思います。

委員長 3ページの「(2)対象8校の評価結果の概要」の3行目から4行目にかけて、「以下に各対象校の全般的状況と特に優れた点及び改善を要する点として取り上げられた事柄について」と書いてあり、「特に優れた点」、「改善を要する点」も全般的と受け取られる可能性が非常に高いと思います。また、この「評価報告書集」は全体を通じた点に力点を置いていますので、各論に関しては書き方を工夫するか、あるいはここから外した方がいいかと思いますがいかがでしょうか。

「特に優れた点」、「改善を要する点」として指摘された事項については、対象校の一部であることが分かる文章にするなど、表現を工夫した方がいいと思います。

先程ご指摘があったように、誤解されないような文章に改めまして、「特に優れた点」、「改善を要する点」をそのまま載せるという方法もありますし、もしくは、この点を削除する方法もあるかと思います。

この後に高専ごとの詳しい評価報告書が続くわけですから、ここは削除したほうがよいのではと思います。

委員長 それでは、削除するという方向で進めさせていただきたいと思います。

「評価報告書集」という表題ですが、これだけですと何のことか分かりませんので、より適切な表題名があれば、委員長と検討して変更したいと思います。また、今回の試行的評価の対象8校がどのように手を挙げていただき、協力いただいたかについての記述がありませんので、そのあたりの工夫をさせていただければと思います。

副委員長 この評価委員会が試行的評価を実施して、次の本格実施に向けて何を提言するかということ「おわりに」の中に記述するとともに、次の本格実施の際の評価基準や基本的な観点の書きぶりに反映させた方がいいと思いますがいかがでしょうか。

機構が実施した大学の試行的評価では、諸課題への対応、評価実施で生じた課題等や専門委員の方からの意見について整理し、オーバービューを作成しておりますので、今回も同様なものをつけるという方法があります。また最後に「おわりに」があり、それには評価はこのようなシステムで行ない、これに反映させるということを書いております。

委員長 資料4「平成16年度実施の試行的評価に係るアンケートのまとめ」の内容も含んだ、全体のオーバービュー、レジюме、次回本格実施へ向けての留意点といったことをまとめるということといたします。では、評価報告書集について他にはいかがでしょうか。

4ページの「基準2 教育組織」で、「教育活動の円滑な実施に対しては、事務職員や技術職員による支援体制が整備され機能している」とありますが、技術職員や事務職員をどう工面するか等、学校によって様々な事情があり一律ではない、という表現を入れた方がいいのではと思いました。

それから、6ページの「基準5 教育内容及び方法」で、ホームルーム等が「適切に実施され、人間の素養の涵養に配慮している」という表現がありますが、そこに混合学級についても入れてはどうかと思いました。

次に、7ページの「基準6 教育の成果」で、「この基準では、学校で教授した教育の成果や効果について問うており」とありますが、この基準においては学生が身につけた資質や能力を問うているので、その後に学生が身につけた教育の効果についても入れてはどうかと思いました。

その次の8ページの「基準7 学生支援等」で、「留学生への支援としてチューターの配置が行われている」という表現がありますが、むしろ留学生に対する日本語の補講や、編入学生への事前の指導といった事項についても入れてはどうかと思いました。

副委員長 4ページの「学校の構成員に対する周知」で、「十分には浸透していない対象校」というのは、複雑な教育体系、よりアドバンスな教育体系を持っているところですので、以前から論議となっていた、より高次なものへチャレンジしたために問題が発生している場合の扱いをどうするかということです。

「基準2 教育組織（実施体制）」に「多くの対象校で担任制など低学年時の教育体制に工夫が見られる」とありますが、高専は高学年まで全部担任制で、しかも高学年からは進路指導等に担任制がかなり機能しているということがありますので、低学年に限定して担任制を評価する表現になっていることはどうかと思います。

「基準3 教員」で「学校独自の基準を持つ学校が見られ」とありますが、学校独自に設定している場合はより高度の基準ですので、ここは「学校独自のより高度の基準を持つ学校が見られる」のほうがいいのではないかと思います。

「基準5 教育の内容及び方法」に、「シラバスについては・・・活用が不十分である状況が見られる」とありますが、高専の場合ほとんど必修科目なので、シラバスで授業科目を選ぶような仕組みになっていないという点は触れておいたほうがいいと思います。また、専攻科課程の表現で「近隣高等専門学校等との単位互換制度」とありますが、高専間に限らず大学との単位互換も今ではかなり一般的になっていますので、「等」を削除して「近隣高等教育機関」のほうがいいと思います。

それから先程もありましたが、校舎等の老朽化の問題についても抜けていますので記述する必要があると思います。

この試行的評価が、今後の本格実施にどのようにつながっていくのかということ、プロセスとして明確に示して、どこかに入れたほうがいいのではと思います。

委員長 この件については、本日いただいた意見を参考にして、委員長、副委員長、それから事務局とで検討して修正いたします。では、次をお願いします。

それでは、資料5をご覧ください。これは、本格実施の実施大綱（案）になります。左側が今回の試行的評価の実施大綱で、右側がいただいた意見等も踏まえた見直し案という形で整理しております。内容については、前回の運営小委員会時とほぼ変わりありません。

アンダーラインの部分が試行的評価の実施大綱と見直し案との違いの部分です。「はじめに」のところで、学校教育法の根拠条文が、高専については準用する規定になっておりますので、学校教育法第70条の10を追加しております。また、「国・公・私立高等専門学校に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障し」という言葉をこちらに追加しております。

2ページ以下につきましても、文章の表現については、大学と短大の実施大綱を参考にしつつ若干補足や言い回しを変更している部分があります。

「評価の基本的な方針」には、「(2)教育活動を中心とした評価」を追加しております。

「評価の実施体制等」は、大きな違いはありません。

「評価の実施方法等」は、「(1)高等専門学校評価基準の内容」で、前回の運営小委員会で複数の基準とすると選択的評価基準との違いが不明確だという意見がありましたので、「11の基準及び選択的評価基準で構成されています」と明確にしております。

また、で「11の基準は、高等専門学校の教育活動等の状況を考慮し、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての高等専門学校を対



象としています。また、選択的評価基準は希望する高等専門学校を対象として、『研究目的の達成状況』及び『正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況』を設けています。」として、構成について説明し、で「基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています」という表現にしております。

同じく「(2) 評価プロセスの概要」についても、内容としては試行的評価のものからほとんど変更しておりませんが、先程と同様に11の基準と選択的評価基準を明確にするために、「11の基準ごとに」という表現に変更しております。また、試行的評価では( )に「選択的評価事項においては」という表現がありましたが、( )の文末に置いたほうが分かりやすいことから( )に追加しております。

続いて( )についても、「基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。選択的評価基準についても同様の指摘を行います」と表現を分かりやすくし、明確にしております。

(5) 「高等専門学校評価基準等の変更手続き」は、文章を追加しております。

「評価の結果と公表について」は、(2)でウェブサイトのアドレスを示して、「掲載等により、広く社会に公表します」という表現にしております。

「情報公開」は、(1)の文章を追加しております。

5ページ以降につきましては、基本的には試行的評価においてはなかった事項でありまして、評価費用の徴収、評価の時期、追評価、変更の届出について新たに追加しております。

前回の運営小委員会時から変更した箇所は、「評価費用の徴収」の「評価費用については、次のとおり予定しており、政府予算決定後に確定します」という文章の表現に修正しております。

副委員長 5ページに「大きな変更を行った場合には」とありますが、この「大きな」はどれぐらいの変更ですか。

教育課程や学科を大きく変更した等、評価基準で評価したものが変わっていれば、それを届け出てくださいということ。機構側から、毎年求めるといったことではありません。カリキュラムを本当に大幅に変えたとか、学科を統合したとか、そういう時は届け出てくださいということになります。これについては、説明会等でしっかりと説明していきたいと思っております。

副委員長 評価手数料はどのようにして決まったのでしょうか。

評価手数料につきましては、評価をする委員の書面調査や訪問調査にかかる実費をいただくという発想で算定しており、短期大学と同額で考えております。各対象校1校あたり基本料金が160万円に、1学科あたり専攻科込みで20万円を追加する考えであります。

先程の変更の届け出について、機構で受けた評価がいつまで有効かということで、JABEEのような評価なのか、現時点での評価なのか、この点について説明をお願いしたい。

法令上は7年に一度、どの機関でもいいのですがこの認証評価を受けることが義務づけられております。そういう意味では、7年以内に受けなさいということは、逆に言えば、6年は受けなくて結構ですという、その期間が有効と言えば言えると思っております。ただ、そういう言葉は法令上使っておらず、7年に一度、その時点でのパフォーマンスを見て、認証評価機関が評価基準を満たしているという判断をするということになります。

ここで変更の届け出を求めているのは、機構の評価基準を満たしていると判断して公表した高専において、かなり大幅な教育課程の変更や学科等の改編等をした場合には、

機構の社会に対する責任として、そうしたことを行ったということをお届けいただき、それを明らかにしていくことが必要ではないかという判断のもとに、このような変更の届け出をいただくという仕組みを設けさせていただこうという考えであります。

これについては、具体的にどのあたりまで大きな変更になるのか詳細を別に定めるといふことで、今後それについては明確に、また説明会の場でもお知らせしていかなければいけないと思っております。現時点では、そういう制度の仕組みと、変更があったらその旨はお届けいただくことが必要であろうという判断のもとに設けております。

資料5の「評価の基本的な方針」で、(1)評価基準に基づく評価として、各高専の教育研究活動等の総合的な状況について評価するとしていますが、「評価の実施方法等」では、教育活動を中心とした高等専門学校の総合的な状況の評価となっております。前の文章との整合性からいえば、ここも教育研究活動等の総合的な状況ではないかと思いがいかなるのでしょうか。

前者は、あくまでも学校教育法に基づいた、いわゆる機構としての評価の目的ということとして、後者については、基準などによる具体的な評価の仕方とご理解いただければと思っております。

11の基準は教育活動の話で、選択的評価基準というのは研究活動等にかかわるといふことでしょうか。

研究活動につきましては、各高専の目的に応じていろいろあると思っておりますが、教育活動に全く関係しないということはありませんので、このように整理をしているところでございます。

委員長 この資料5と資料6については、次回の委員会で再度審議することにしたいと思っております。では、資料6について説明願います。

資料6は評価基準です。枠の左から試行的評価の評価基準、今回の本格実施のための評価基準、修正する理由となっております。

まず、「はじめに」については、試行的評価においても短期大学の評価基準の「はじめに」の表現を参考にしたという経緯があり、現行の短大の評価基準を参考にしつつ、試行的評価の経験を生かした形で、文章を大幅に修正しております。アンダーラインを引いたところが大きく変わったところでして、学校教育法第69条の3第2項の規定ですと、高専のことは入っておりませんので、正確に記するために、「学校教育法第70条の10の規定において準用する第69条の3第2項の規定」という形で整理しております。

基準1について、各委員から、目的について整理しづらいという意見がありましたので、内容を明確にしております。なお、趣旨に「各高等専門学校がその教育活動等に関して、例えば、国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合、そのことを明示することで、高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です」というところが試行的評価においては若干説明不足でしたので、この部分については明確に、国際連携、地域社会と具体的なものを例示しております。

基準2については、試行的評価の基本的な観点2-1- を、学科と専攻科で2-1-、2-1- と2つに分けております。また2-2- では、試行的評価の観点の説明では委員から分かりづらいというご指摘がありましたので、幾つか具体例を追加しております。

また、前回の運営小委員会において、人間性教育の体制、学科担任制、各主事の教務活動の体制、課外活動における体制など、いわゆる教育活動に関係するものについても明記してはどうかというご指摘がありましたが、これらについては、Q & Aもしくは自己評価担当者への研修等において説明していきたいと考えております。

続いて、基準3はもともと教員だけの基準でしたが、3-3- に「事務職員、技術職

員等の教育支援者が適切に配置されているか」という観点を盛り込んでおりますので、基準3の名称を「教員」から「教員及び教育支援者」と変更しております。また、試行的評価の基本的な観点3-1- で、一般科目と専門科目の教員配置について問うていたものを観点を分割するとともに、専攻科の教員配置について問う観点を追加しております。また、前回の運営小委員会の意見を踏まえ、教員のキャリアについては「教育経歴や実務経験への配慮」と修正しております。

基準4については、大きな修正等はありませんが、基準4-1に「周知」という表現を追加しております。基本的な観点では「周知」について問うておりますので、基本的な観pointsの大幅な修正はしていません。また、入学者選抜の具体例を追加しております。基本的な観点4-1- については、具体例を追加して分かりやすい表現にしております。基本的な観点4-2- については、前回の運営小委員会の案では「公正に」としておりましたが「適切に」という表現のほうがいいのではというご意見があり、そのような修正をしております。

基準5についても大きな修正等はありませんが、基本的な観点5-1- については、前回の運営小委員会において試行的評価の5-1- と5-1- を併せたほうが良いというご意見がありましたので、集約しております。また基本的な観点5-3- , 5-5- についても、それぞれ試行的評価の5-3- と5-3- , 5-5- と5-5- を集約しております。

基準6についても大きな修正等はありませんが、新たに6-1- として達成状況の把握や評価する取組を行っているかを問う観点を設けております。基本的な観点6-1- と6-1- については、試行的評価の6-1- を、「学生が身に付ける学力や資質・能力」と「養成しようとする人材像」という視点から、観点を分割しております。

基準7については、新たに7-1- で、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているかを問う観点を追加しております。

基準8についても大きな修正等はありませんが、8-1- の具体例に体育館、実験・実習工場を追加し、8-1- に「十分なセキュリティ管理の下に」という表現を追加しております。

基準9については、基本的な観点9-1- に「教育活動の実態を示すデータ、資料が適切に収集・蓄積され」という表現を追加しております。以下、9-1- , 9-1- については、視点を変えただけで内容は同じであります。また、試行的評価において個々の教員について改善を行っているかを問う観pointsの設定がありませんでしたので、その状況を学校として把握しているかということと併せて9-1- として新たに設定しております。

基準10については、基準10-3を新たに追加するとともに、基本的な観点10-3- , 10-3- を追加しております。これは、現在、監査や財務諸表の公表に関して、独立行政法人や学校法人に求められているものであります。

基準11についても大幅な修正等はありませんが、試行的評価の基本的な観点11-1- と11-1- を集約して、11-1- としております。

次に、試行的評価では「選択的評価事項」としておりましたが、「選択的評価基準」と表現を改めております。また、内容については短期大学の選択的評価基準を参考にしつつ、高専独自の状況を追加しております。

「研究目的の達成状況」については、基本的な観点1- に「活動の」という表現を追加しております。

試行的評価では「正規課程以外の教育サービスの状況」としておりましたが、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と名称を明確にし、趣旨等についても短期大

学の選択的評価基準を参考にしつつ、高専独自の状況を追加しております。また、試行的評価の趣旨には「改善のためのシステムについても評価を行う」とありましたが、基本的な観点にはそうした表現がありませんでしたので、基本的な観点1 - に「また、改善のためのシステムがあり、機能しているか」と追加しております。

委員長 以上について、ご意見がありましたら事務局までお願いします。次の議題の高等専門学校機関別認証評価に係る実施体制については、次回の委員会で検討することとします。

それでは、次回の委員会について事務局からお願いします。

今回は、今回の認証評価実施大綱と評価基準を決定させるとともに、自己評価実施要項と評価実施手引書の素案もお示ししたいと考えております。大綱と基準については決定後、関係機関に3月14日前後を提出締切として意見照会を行ないたいと考えております。その結果を踏まえ委員会を開催し、これらを確定させ、文部科学省に認証評価機関としての認証の申請をしたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

委員長 よろしければ、これをもちまして第5回高等専門学校機関別認証評価委員会を終了させていただきます。

了